

調 達 品 目 表

調達要求番号		作成部課	補給本部航空機部航空機管理課
調達要求年月日		作成年月日	
仕様書番号	C & L P S - B 9 9 4 8 7 - 1 5		

1.2 調達品目・数量

品名	カタログ製品名 <sup>a)</sup>	数量・単位	契約不適合修補等 請求期限の表示
電動ウィンチ	富士製作所株式会社 TX-510 又は トーヨーコーケン株式会社 WK-55X 又は同等以上のもの。 (他社の製品を含む。)	SE	#

注<sup>a)</sup> この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定する際の参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。

1.4 引用文書等

a) 引用文書

航空自衛隊の立入制限場所への立入手続等に関する達 (昭和57年航空自衛隊達第5号)

J I S B 8 8 1 3 電動ウィンチ

I S O 4 3 0 1 - 1 クレーン分類-第1部:一般

2 製品に関する要求 (同等とする性能等)

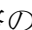
2.1 要求諸元

- a) 電動ウィンチ (ワイヤーロープ及びフック含む。): 2EA
- b) 本体重量 (ワイヤーロープは除く。): 75kg以下
- c) 定格荷重: 700kg以上
- d) 巻取り量: 60m以上
- e) 巻上速度: 4m/min以上
- f) 基本操作ボタン: 2点式
- g) 操作コード: 3m以上
- h) 操作方式: 有線式
- i) 電源: 3相200V 50/60Hz
- j) 等級: J I S B 8 8 1 3のM3以上又はI S O 4 3 0 1 - 1のM3以上とする。

2.2 機能・性能

サプライチェーン・リスクへの対応に関する要求事項を適用する。

5.3 設置・調整

官側と調整の上、1を基準に次により、設置及び調整を行うものとする。

- a) 電動ウィンチへの給電は、あらかじめ設置されている分電盤に接続する。

## 調 達 品 目 表 (続き)

- b) 電動ウィンチは、アンカーボトル等により床面に設置するとともに、フックを床面に取り付ける。
- c) 試運転、調整及びその他の関連作業を行う。

### 5.4 立入制限場所への立入

設置及び調整に当たり、部隊等の長が定めた立入制限場所へ立ち入る必要がある場所は、**航空自衛隊の立入制限場所への立入手続等に関する達**の定めるところにより、立入りを許可された者でなければならない。

### 5.5 官側における支援

契約の相手方は、現地調査及び設置・調整を実施するに当たり、官側の支援が必要な場合は次の事項について、事前に官側と調整の上、運用に支障がない場合に限り、無償で官側の支援を受けることが可能である。

- a) 現地部隊が保有する器材等の使用
- b) 現地部隊における搬入器材の保管及び作業のための施設提供
- c) 現地における電力及び水の使用